

令和3年1月21日

事業者営業継続緊急支援給付金の申請受付を開始します

去る1月18日（月）開会の市議会緊急会議で補正予算が可決された、本市独自の事業者支援策である「事業者営業継続緊急支援給付金」について、申請の受付を開始します。
また、併せて問合せ等に対応するためコールセンターを開設します。

記

1 給付金概要

令和2年12月または令和3年1月（以下「対象月」という。）の売上高が前年同月比で30%以上減少している事業者に最大30万円を交付。

2 申請受付期間

令和3年1月22日（金）から令和3年3月1日（月）
※ただし、対象月を令和3年1月とする場合は令和3年2月1日（月）から

3 申請方法

- ①福島市オンライン申請システムによるオンライン申請
- ②郵送による申請

【送付先】〒960-8152

福島市鳥谷野字扇田27-1

福島市事業者給付金受付センター 宛

※申請書様式は市HPからダウンロードするかコールセンターにお問い合わせください。



4 コールセンター

開設日：令和3年1月22日（金）

電話：0120-916-509

受付時間：平日及び土日祝日 午前9時から午後5時

5 その他

別添チラシを参照願います。

担当：産業雇用政策課 産業政策係
課長 松崎、係長 菊地
電話 024-515-7746（直通）

福島市事業者営業継続 緊急支援給付金

新型コロナウイルス感染症拡大により、年末年始の売上高が減少している事業者に対し、事業の継続を支援するため給付金を交付します。

対象者

福島市に本社または主たる事業所がある中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者及びフリーランスを含む個人事業主で、以下の要件をすべて満たす方。ただし、給付金の交付は同一事業者に対して一度に限ります。

【要件】

- ①申請日時点で営業しており、今後も継続の意思がある方。
- ②令和2年12月または令和3年1月（以下、「対象月」という。）の初日時点で2か月以上営業を継続している方。
- ③対象月の売上高が前年同月に比べて30%以上減少している方。
※ただし、対象月の初日において創業1年未満の場合は、当該対象月およびその前2か月の計3か月間の平均売上高と比較する。
- ④福島県による「福島市における年末年始の感染拡大防止に向けた時間短縮営業要請」（対象期間：令和2年12月28日～令和3年1月11日）の対象となる飲食店を営む事業者でない方。
- ⑤「新しい生活様式」への対応等の感染症防止対策に取り組んでいる方。
なお、飲食店については、市が提供する感染症防止対策チェックシートを活用するとともに、後日市が指定する第三者による点検を受けることに同意する方※1。

※1 なお、点検の結果、対策が不十分と判定された場合は、日を改めて再度点検を行い、それでも不十分と判定された場合は給付金を返還していただきます。

交付額

対象月の売上高減少率が ①30%以上50%未満 最大10万円
一事業者につき ②50%以上70%未満 最大20万円
③70%以上 最大30万円

④ ①～③にかかわらず、福島県による時短要請※2の対象となる飲食店で、かつ通常は営業を22時までに終了する飲食店を営む売上高減少率30%以上の事業者※3 最大10万円

※ただし、対象月前年同月からの売上高減少額の2倍を上限とします。

※2 「福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策（令和3年1月12日改定分）」に基づく時間短縮営業の要請（対象期間：令和3年1月15日～2月7日）

※3 事業所数等にかかわらず、一事業者あたり最大10万円となります。

申請方法

オンライン申請 または 郵送



←オンライン申請は
こちら

◇送付先 ※市窓口では受付しておりません。

〒960-8152
福島市鳥谷野字扇田 27-1
福島市事業者給付金受付センター 行

受付期間

令和3年1月22日（金）から3月1日（月）まで

（郵送の場合は当日消印有効）

※対象月を令和3年1月とする場合は2月1日から

申請書類

【チェック】

- ①【郵送の場合】申請書兼口座振替依頼書
- ②対象月の前年同月の売上が分かる確定申告書類等の写し
- ③確定申告書別表一
 - ※ただし、收受日付印の押印がない場合は、税務署が発行する「納税証明書（その2）」（事業所得額が分かるもの）または e-Tax を利用した際の受信通知のメールのいずれかをあわせてご提出ください。
- ④法人事業概況説明書または青色申告決算書
- ⑤対象月の売上が分かる書類の写し
 - （②と同様の書類か、ない場合は試算表、売上台帳等）
- ⑥振込先の口座情報（口座番号、カナ氏名等）が分かるものの写し
 - （通帳・キャッシュカード等）
- ⑦【法人の場合】履歴事項全部証明書の写し（発行から3か月以内のもの）
- ⑧【個人の場合】本人確認書類の写し
 - （運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等）
- ⑨【確定申告を迎えていない個人事業主のみ】開業届出書等の写し

【以下、福島県による時短要請の対象となる飲食店を営む場合】

- ⑩通常の営業時間が分かるものの写し（ホームページ等）
- ⑪酒類を提供していることが分かるものの写し（納品書、メニュー表等）

※オンライン申請をご利用の場合は、写真やデータをあらかじめご準備ください。

お問い合わせ

福島市事業者給付金受付センター

〒960-8152 福島市鳥谷野字扇田 27-1

電話 0120-916-509（平日・土日祝 午前9時～午後5時）

<http://www.city.fukushima.fukushima.jp/syoukougyou-syougyou/shigoto/chushokigyosien/eigyokeizokukinkyushien.html>